

都市整備部住宅課契約業者等選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市整備部住宅課所管の業務の執行にあたり、契約業者等の適正な選定を図るため、都市整備部住宅課に契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、契約業者等の選定に関する必要な事項を審査する。
2 前項の審査は、「埼玉県建設工事請負等業者選定委員会」及び「都市整備部建設工事請負等業者選定委員会」において審査する事案の場合、参加資格制限のない一般競争入札により執行する場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める理由により随意契約を締結する場合、埼玉県財務規則第171条に定める理由により契約局長に見積依頼を行う物品購入の場合、その他契約業者が特定されるに相当の理由があると課長が認める場合は、要しないものとする。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	住宅課長
副委員長	副課長（総務・民間住宅・マンション担当）
委員	副課長
委員	総務・民間住宅・マンション担当主幹（総務事務所掌）

(関係職員の出席)

第4条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(契約業者等の選定)

第5条 契約業者等の選定に際し、当該事務を担当する者は、選定理由等について、委員会に選定調書（別紙）を提出する。
2 委員会は、次の事項に留意して、契約業者等の選定を行うものとする。
(1) 業者の確実性、信頼性
(2) 業者の技術的適性
(3) 地理的条件
(4) その他、契約履行に必要な条件
3 契約業者等の選定については、委員会の審議に基づき、委員長が決定する。

(運営)

第6条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
2 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。
3 委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。
4 委員会は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

(秘密の保持)

第7条 委員会の議事は非公開とし、委員は委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務・民間住宅・マンション担当に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成25年7月18日から施行する。
- 2 都市整備部住宅課工事請負等指名業者選定委員会要綱は、平成25年7月17日限り廃止する。

